

「商工会議所/商工会 共済・福祉制度推進スタッフ応募の皆さま」専用

扶養者の加入（認定）申請に必要な書類 ※必要に応じ、下記以外の書類提出をお願いすることがあります。

認定対象者を問わず必須となる書類

- ・被扶養者報告（Forms 入力による報告 入社前月 20 日に社員番号が付与されてから入力可能）
- ・被扶養者事情報告書（対象者 1 名につき 1 枚提出が必要）
- ・認定対象者の世帯全員の住民票（原本）…交付日より 3 カ月以内の原本

認定対象者別の必要書類（上記の必要書類と合わせてご提出ください）

申請状況			追加必要書類 ※次ページ参照	
配偶者	収入無	ここ数年無職	① ⑩	
		昨年または本年途中で退職	① ③ ⑩	
		昨年または本年途中で廃業	① ⑧ ⑩	
		雇用保険失業給付を受給していた	① ④ ⑩	
	収入有	無職	雇用保険失業給付を受給中	原則認定不可※◆3
			年金収入あり	① ⑤ ⑩
		有職	給与収入あり	① ② ⑩
			自営業収入あり	① ⑦ ⑩
			給与収入と年金収入あり	① ② ⑤ ⑩
			自営業収入と年金収入あり	① ⑤ ⑦ ⑩
子供※ ◆1	18歳未満	出生児、未就学児、小学生、中学生、高校生	⑪	
	16歳以上	収入無	学生（大学生、昼間専門学校生※予備校生は除く）	⑥
			ここ数年は無職	①
			昨年または本年途中で退職	① ③
			昨年または本年途中で廃業	① ⑧
			雇用保険失業給付を受給していた	① ④
		収入有 ※学生であって も収入があれば 必要	雇用保険失業給付を受給中	原則認定不可※◆3
			年金収入あり	① ⑤
			給与収入あり	① ②
			自営業収入あり	① ⑦
			給与収入と年金収入あり	① ② ⑤
	自営業収入と年金収入あり	① ⑤ ⑦		
	その他 ※◆2 (父母・兄弟姉妹)	収入無	ここ数年無職	① ⑨
昨年または本年途中で退職			① ③ ⑨	
昨年または本年途中で廃業			① ⑧ ⑨	
雇用保険失業給付を受給していた			① ④ ⑨	
収入有		無職	雇用保険失業給付を受給中	原則認定不可※◆3
			年金収入あり	① ⑤ ⑨
		有職	給与収入あり	① ② ⑨
			自営業収入あり	① ⑦ ⑨
			給与収入と年金収入あり	① ② ⑤ ⑨
			自営業収入と年金収入あり	① ⑤ ⑧

※◆1

夫婦が共同で子供を扶養している場合は、原則として年間収入の多い方の被扶養者になります。夫婦双方の年間収入が同程度の場合は、主として生計を維持する人の被扶養者となります。学生の場合は、職業又は学年の欄に在学年をご記入ください。大学院生の場合は「課税（非課税）証明書（原本）」の提出が必要です。

※◆2

被扶養者となれる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により条件が異なります。同居・別居どちらでもよい人…配偶者、子、父母、兄弟姉妹、孫、直系の祖父母、直系の曾祖父母
同居していなければならない人…三親等以内の親族で、上記以外の続柄の人

※◆3

退職により被扶養者となる場合で雇用保険失業給付を受給する場合、受給中は被扶養者となることはできません。（ただし、60歳未満の方は基本手当日額が3,611円以下、60歳以上の方は基本手当日額が5,000円未満であれば被扶養者になることができます）

追加必要書類		発行機関
①	課税（非課税）証明書（原本） ※転居により他県から取り寄せることにより提出が遅くなる場合は「納税通知書」でも可	市区町村役所
②	直近3か月分給与明細書（写し）+直近の「賞与明細（写し）」 ※対象者の氏名及び会社名が記載されたもの（源泉徴収票は不可）	
③	離職票-1,-2（すべての面の写し）または退職証明書（原本）	前勤務先
④	雇用保険受給資格者証（両面写し）※「支給終了」と印字されたもの	ハローワーク
⑤	直近の年金振込通知書（写し）※年金の源泉徴収票は受付不可 ★60歳以上で年金未受給者の場合 別途、直近の「年金定期便」「制度共通年金見込額照会回答票」（年金事務所に依頼すると発行されます）等、現在の年金状況の分かるもの ★傷病手当金、出産手当金、休業補償給付金等を受給している場合 ・給付金の支払決定通知書（写）等、支給期間・支給日等が分かるもの 受給中は被扶養者となることはできません。 （ただし、基本手当日額が3,611円以下の場合は、被扶養者となれる場合があります） ★障害者の方 ・「障害者手帳（写し）」及び「年金振込通知書（写し）」 （受給中すべてのものであり、受給者本人の住所記載のある直近の通知書）	年金事務所
⑥	在学証明書（原本）※大学生、昼間専門学校生のみ必要	学校
⑦	直近の確定申告書一式（写し）※収支内訳書、青色申告決算書等も含む	税務署
⑧	廃業届（写し）・確定申告書（写し）・収支内訳書（写し）	税務署保健所
⑨	認定対象者と同居している他の家族の課税（非課税）証明書（原本） ※同居者が18歳未満の場合は不要	市区町村役所
⑩	国民年金第3号届	
⑪	医療証・受給者証の写し （ひとり親・障害等・自治体からの医療費の一部金の助成を受けている場合はご提出ください）	
⑫	被扶養者同居・別居申請書（別居している場合） ★別居の場合 送金証明書 （以下にあてはまる場合は送金証明書不要） ・学業を理由に親元を離れて生活している学生を扶養する場合 ・社命による単身赴任をしている被保険者が配偶者や子を扶養する場合 【送金額について】 認定対象者の収入月額により被保険者からの送金月額が多いこと ※送金の下限額 被扶養者1名：5万円、被扶養者2名：8万円 被扶養者3名：11万円 被扶養者4名：14万円 被扶養者5名以上の場合は健保へお問い合わせください。 銀行振り込み等1か月分の控（写し）の書類を添付して下さい。手渡しは不可	

※収入に関する証明書の詳細につきましては下記【参考】にて確認をお願いします。

【参考】

収入に関する証明書 一覧			発行機関	
収入確認が必要な方ひとりひとりにつき、過去1年の収入について、該当する書類をすべてご提出ください				
①	現在就業中	直近3ヵ月分の「給与明細書(写)」と、直近の「賞与明細の(写)」・・・注1 (発行元事業主名、給与受取人名、〇月分の記載があるもの。ただし収入に著しい変動がある場合は直近6ヵ月～1年分をご提出いただく場合があります)	勤務先	
②	過去1年に退職したことがある (退職した毎にA～Fのうちいずれか1種類)	A.雇用保険給付制限中または給付日額が基準以下 ・・・注2	「雇用保険受給資格者証の全部の面の写」 ※【支給開始日】が記載されたもの。白紙ページ含む	ハローワーク
		B.雇用保険受給終了者	「雇用保険受給資格者証の全部の面の写」 ※【支給終了】が記載されたもの。白紙ページ含む	
		C.雇用保険受給延長中 ・・・注3	ア・イのいずれか ア.「離職票1.2(写)」【延長】の文言が記載されたもの イ.「離職票1.2(写)」および「延長通知(写)」	
		D.雇用保険受給辞退	「離職票1.2(写)」および「事情報告書」に働かない理由と受給しない理由を記載	元勤務先
		E. 共済加入の公務員	退職の分かる「辞令(写)」・・・注5	
		F.雇用保険未加入 ・・・注4	ア・イのいずれか ア.「退職証明書」：退職日と雇用保険未加入の記載があること イ.「源泉徴収票(写)」：社会保険料が¥0-であり、かつ退職日の記載があること	
③	年金受給中・・・注6	「年金振込通知書(写)」 *受給中のすべてのものであり、受給者本人の住所記載のある直近の通知書	日本年金機構 (年金事務所) 共済組合等	
	60歳以上で年金未受給 ・・・注6	直近の「年金定期便」、「制度共通年金見込額照会回答票」(年金事務所へ依頼すると発行されます)等、現在の年金状況が分かるもの		
④	障害者の方・・・注7	「障害者手帳(写)」および「年金振込通知書(写)」 *受給中すべてのものであり、受給者本人の住所記載のある直近の通知書	市区町村役場 日本年金機構 (年金事務所) 共済組合等	
⑤	傷病手当金・出産手当金・休業補償給付等を受給している方 ・・・注8	給付金の支給決定通知書(写)等、支給期間・支給日等が分かるもの	前健保 労働基準監督署等	
⑥	給与・年金収入以外の収入 ・・・注9	直近「確定申告書(写)」および「収支内訳書(または青色申告決算書)(写)」	税務署	
⑦	自営業廃業	「廃業届(写)」・「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」	税務署 保健所	

注1 【直近3ヵ月分の「給与明細書(写)」と直近の「賞与明細の(写)」】

- ・給与明細書紛失の場合は、給与支払証明書(給支給額記載があるもの)でも可
- ・就労開始より3ヶ月経過していない場合、支給済の給与明細書(写)に加え、「給与支払見込証明書」をご提出ください。
- (雇用契約期間・所定労働時間・残業の有無・交通費が記載されており、月の給支給額が判別できる場合は「雇用契約書」で代替可。
- 就業がシフト制等、雇用契約書上、給支給額が判別できない場合は、「給与支払見込証明書」をご提出ください

注2 【雇用保険 給付制限中または給付日額が基準以下】

- ・自己都合の退職の場合、待機期間3ヵ月あり
- ・失業給付受給中は被扶養者になれません
- ・ただし、基本手当日額が3,611円以下の場合、被扶養者となれる場合があります。(基本手当日額×30日=月収とみなして計算します。
- 他の扶養の要件も満たしている場合、扶養の申請をしてください)

注3 【雇用保険受給の有無】

- ・雇用保険を受給しない理由は「扶養事情報告書」へ具体的に詳しくご記入ください。例：出産を控えている為、受給延長申請をしている場合等
- ・後日、離職票原本を提出いただく場合がありますので、失業給付を受給しない場合も、離職票原本は大切に保管してください
- ・雇用保険受給を辞退した場合は「雇用保険資格喪失確認通知書」の写しを提出してください

注4 【雇用保険未加入者】

- ・退職時の源泉徴収票であっても、「社会保険料0円」、「退職日」の両方が記載されていないものは受付できません
- ・健康保険の資格喪失証明書等での代替はできません
- ・「退職証明書」に「雇用保険未加入」の表記があるもの(原本)

注5 【退職の分かる「辞令(写)」】

- ・雇用保険に加入していた公務員の場合は、「辞令」では受付できません

注6 【60才以上の方全員および年金受給中の方】

- ・老齢年金・遺族年金・障害年金・企業年金・年金基金 等、受給中のものすべてを申告してください
- ・60歳以上の方は、年金受給の有無に関わらず、年金の受給状況の分かる書類をご提出ください
- ※「直近の年金定期便」又は「制度共通年金見込額照会回答票」(年金事務所へ発行依頼)

注7 【障害者の方】

- ・障害年金を受けられる程度の障害者の方で、障害年金を受給していない場合は、その理由を扶養事情報告書にご記入ください

注8 【傷病手当金 出産手当金 休業補償給付 等を受給している方】

- ・受給中は被扶養者とはなりません。
- ・ただし、給付日額が3,611円以下の場合、被扶養者となれる場合があります。(基本手当日額×30日=月収とみなして計算します。他の扶養の要件も満たしている場合、扶養の申請をしてください)

注9 【給与・年金収入以外の収入がある方】

- ・自営業・不動産所得・配当等、金額の多少に関わらず提出が必要です
- ・生保外交員等で給与を給与所得でなく、営業所得として得ている場合も左記の提出が必要です
- ・自営業・不動産所得・配当等、金額の多少に関わらず提出が必要です
- ・生保外交員等で給与を給与所得でなく、営業所得として得ている場合も左記の提出が必要です
- ・自営業・不動産所得・配当等、金額の多少に関わらず提出が必要です
- ・生保外交員等で給与を給与所得でなく、営業所得として得ている場合も左記の提出が必要です